入札監理小委員会
第335回議事録

内閣府官民競争入札等監理委員会事務局

第３３５回　入札監理小委員会議事次第

日　時：平成26年９月16日（火）16:56～18:08
場　所：永田町合同庁舎１階　第１共用会議室

１　開　会

２　議　事
　１．実施要項（案）の審議
　　○水産物流通情報発信事業（農林水産省）
　　○東京国立近代美術館フィルムセンターの管理・運営業務（（独）国立美術館）

　２．その他

〈出席者〉
（委　員）
　稲生主査、石村専門委員、古笛専門委員、清水専門委員、石田専門委員

（農林水産省）
　水産庁漁政部加工流通課　杉中課長、岡野課長補佐

（（独）国立美術館）
　東京国立近代美術館　運営管理部会計課　生島課長、荒井係長
　東京国立近代美術館　フィルムセンター　西田事務室長、春日係長

（事務局）
　新田参事官、金子参事官

○稲生主査　それでは、ただいまから第335回入札監理小委員会を開催いたします。
　本日は「水産物流通情報発信事業」「東京国立近代美術館フィルムセンターの管理・運営業務」の実施要項（案）についての審議を行います。
　最初に「水産物流通情報発信事業」の実施要項（案）について審議を行います。
　実施要項（案）について、水産庁漁政部加工流通課杉中課長より御説明をお願いしたいと思います。
　説明は15分程度でよろしくお願いいたします。
○杉中課長　水産庁加工流通課長の杉中でございます。
　座って説明をさせていただきます。
　私のほうから、一般的な説明と水産物流通調査業務の概要について説明をさせていただきまして、その後、詳細を担当のほうから補足させていただくということにさせていただきたいと思います。
　一般的に、農林水産物、特に農産物と水産物というのは同じように見られがちなのですけれども、水産物と農産物の違いというのは、要するにつくったところ、農産物であればどれぐらい植えればどれぐらいとれるかというのがあらかじめわかるのですけれども、水産物は必ずしもそこがわかりません。天候とか、水産資源の動向も海流の流れとかで大きく変わったりしますので、水揚地みたいなものが年によって結構違います。いつも同じ種類の水産物が揚がってくるというわけではありません。
　日本の場合は、あと魚種が非常に多いので、１回漁に行っても、いろいろな魚がたくさん獲れるので、いわゆる水産の漁業といっても、どれぐらい魚が揚がってきて、どれぐらい獲れるのかというのは、獲ってみないとわからないというところがありますので、水産物の供給の情報というのは、水産物が水揚げをされるところで、実際どれぐらいの魚が揚がってきたのかと、実際それがどれぐらいの価格で取引されているのかという情報がわかって初めて、日本の漁業のまず第１次的な生産の実態がわかるということがございます。
　そういう意味では、漁業と農業の違いですけれども、漁業の場合は、いわゆる市場というのは２段階であって、まず産地のところで１回仕分けをして、いわゆる産地市場というところで一度せりをします。それから、築地のような消費者市場といわれるところに持って来て、もう一回整理をするということになっております。
　そういう意味で、まずは一時的な水産業の情報というところで、非常に重要なのは、産地での水揚げというものがどうなっているかと。あと水産物の場合は、保存がきかないということに問題がありますので、多くのものは本当に刺身で食べるような生鮮のものは違いますけれども、大体冷凍するという方が多いということがありますので、冷凍の量がどれぐらいあるのかというような全体の需給というか、在庫というものをしっかり把握するという非常に重要な役割を担っております。
　そういう意味では、水産物の需給や価格といったような流通だけではなくて、水産業の今の動向を把握するということに対して、非常に基礎的なデータというものを収集してい

るのが、今回、御説明させていただく調査業務でございます。

この調査業務ですけれども、元々、統計情報部でやっていた統計だったのですけれども、統計の見直しによって、水産庁のいわゆる委託事業という形になっています。

どれぐらいとれているのかというのは、これでしかわからないので、そういう基礎的な情報がなぜ統計から外れたのかというところもあるのですけれども、いろいろな経緯があって現在の形になっています。

今回、特に、官民競争入札でやるときの難しさというのは、今、月別で言えば、35の魚種類を各漁港でとっているのですけれども、よそのデータ全体がわからないと、全体の生産がどこかわからないということになる。昔はそれを統計の職員を使ってやっていたのですけれども、今、それは民間の団体が民間の団体の持っているこれまでの蓄積によるコネクションといいますか、そういうものを活用して、そういうところに依存しているというところでございますので、今回、入札するに当たっても、ちょっとここの市場は成功したけれども、ここは何かだめだったということになるとやはり一番困るので、今までと同じようにしっかりと毎月の情報、日別の情報というものを依頼しますけれども、しっかりと情報をとってもらえるようなところを確保しないといけないとなっております。

繰り返しになりますけれども、本調査業務というのは、産地市場の水揚げ、どれぐらいの量が揚がっているのか、あとは価格、在庫量等の需給価格の動向に関する情報というものを収集して、ホームページにより情報提供、要するに水産のあらゆる情報の根っこがこれですので、非常に民間のニーズも多くて、我々のほうにもこのデータに対する問い合わせがありますし、あと水産物は、いわゆるIQという貿易管理の輸入規制をする量というのも、これでどのぐらい在庫があって、どれぐらいの、今、冷凍という形で民間に供給余力があるのかというようなところも判断しながら決定するということになっておりますので、政策の執行の上でも、非常に重要なことでございますし、いわゆる魚価対策というのも、とり過ぎてすごく安くなったとか、今年サンマがとれなくて困るというようなニュースを聞いたことがあると思うのですけれども、それも要するにこのデータをマスコミが見て、今年はサンマが少ない、すごく高いというのも把握します。あと、いわゆる政策的には食糧自給率とかの算定、どのぐらいの漁獲があって、どれぐらい在庫として国内に供給する余地があるのかと、このデータを使ったものをベースにして算定をするということになっております。

本当にこの水揚げのデータというのは、非常に重要なデータでございますので、引き続ききっちりとした形で収集できるということが重要だろうと思っております。

今回の民間競争入札ということで透明性かつ公正な競争での入札を図るということは重要なのですけれども、それにあわせて、この調査の品質を落とさないこと、さらにできれば効率的にして向上させていくこと。ITをもっとより使いやすいみたいなことは、あわせてできればと思っておりますので、そういう形でやらせていただければと考えております。

引き続き、担当のほうから補足をさせていただきます。

○岡野課長補佐　では、私のほうから入札実施要項について御説明させていただきます。
入札実施要項ですが、１ページ目から御説明させていただきます。
まず、１ページ目の２の「水産物流通調査業務の概要」の（１）の「業務の体系」ですが、こちらについては、年間・月別の水揚量・価格調査、用途別出荷量調査、冷蔵水産物流通調査、日別の水揚量・価格情報の収集といった５本の柱で構成されていることを示しております。
続きまして、（２）の「調査等の対象」ですが、各調査の調査対象を記載しております。
各年度で調査する卸売業者等については、水産庁より別紙のほうに添付させていただきましたが、４－１及び４－２の様式に沿った形で名簿等で民間事業者のほうに示すことになっております。
なお、初年度である平成27年度については、多くの事業者が参加できるよう配慮する観点から、12月末に予定されている公示以降、民間入札の参加予定者から希望があった場合、所定の手続を踏まえた上で閲覧可能ということを記載させていただいております。
続きまして、２ページ目にあります「調査等の規模」を御説明させていただきます。
調査等の規模ですが、事業を予定しております27年度から29年度の３カ年の間で合計約2,436対象を予定としております。調査ごとの地区及び品目の内訳は記載しているとおりでございます。
なお、具体的な地区や品目等については、別紙10－１から別紙10－４までにあります各調査の審査事項の別紙のところで資料を添付しております。
２ページの最後にあります「調査等の時期」については、記載のとおりでございます。
続きまして、３ページの「（５）調査・情報収集事項」ですが、こちらについても記載しているとおりです。具体的な定義、主要品目別水揚量・価額・価格といったものについては、こちらについても別紙10－１から10－４の審査事項のところに記載しております用語の説明というものをつけておりまして、そちらのほうで記載しております。
若干、御紹介させていただきますと、例えば、水揚量ですと、調査区内の卸売市場、先ほどちょっと御説明させていただきましたいわゆる産地市場において、せり、入札、相対等によって取引された数量のことをいいます。
価額については、取り扱いの金額。
価格については、水揚価額を水揚数量で除して算出したもの。大体１kg当たりの平均価格となります。
こちらのような用語の定義については、先ほども御説明させていただきましたが別紙10－１から10－４の用語の説明のほうで記載させていただいております。
続きまして（６）の「調査等の方法」については、各調査における調査方法を記載させていただいております。
なお、年間・月別の水揚量・価格調査と冷蔵水産物調査では、調査対象が記載している調査方法から選択して実施するということになっております。

冷蔵水産物流通調査、これは在庫調査ですが、これについては、オンライン調査を選択することが可能ですので、そちらについては、方法に記載させていただいております。

続きまして、４ページ目に当該調査で用います水産物流通情報提供システムの概要について書かせていただいております。

こちらのシステムですが、調査票の作成、送付、入力管理、集計といった業務を行う独自システムのことになります。

後ほど説明させていただきますが、こちらのシステムのプログラムや関連するマニュアル等については、貸与資料とさせていただいております。

このシステムに求められる通信環境等は記載しているとおりです。

なお、システム構成の全体図については、別紙17に資料を添付させていただいております。

なお「注２）注３）」に記載しておりますが、システムを維持する上で、最低限事業年度内で必要な事項については記載をしております。「注２）」については、インターネットサーバについて、「注３）」については認証用サーバについてそれぞれ書かせていただいております。

５ページ目の業務の質に関する事項については、調査内容の記載においてちょっと調査業務と日別調査を分けて記載させていただいております。

具体的には、詳細は③の「イ」「ロ」で分けて説明させていただいております。

①の実施期間ですが、先ほども御説明しましたが、平成27年度から平成30年３月31日の３カ年ということを予定しております。

②の貸与資料ですが、こちらについては、先ほど御説明しました卸売業者等の名簿、直近の調査結果やオンラインシステムを使う上で必要となるトークンや書類。その他水産物流通情報提供システムのプログラム関連書類や産地魚種流通名といった資料を貸与することになります。

このうち、産地魚種流通名、５ページ目に最後にある「ト」の部分ですが、こちらについては、特徴的なもの、かつ多くの事業者が参加できるよう配慮する観点から新たにつけたものですので、ちょっと詳細に説明させていただきます。

こちらについては、調査対象である卸売業者等が整備や集計しています台帳では、各地で定着している地方名、例えば、スルメイカですと、北海道、三陸では真イカと呼んだり、クロダイを西日本ではチヌといったようなものですね。そういった地方名や成長名、ブリであれば、イナダとかワラサとか言ったり、ハマチとか言ったりするものですが、そういったもので集計されている場合があります。

そういった集計がされている場合は、我々のやっています調査の品目分類の魚種と違う場合がありますので、そちらのほうに変換するためのものとして、エクセルで対照表を貸与したいと考えております。

具体例としては、別紙16に抜粋版ということで、これは１地区のものをつけております

が、こういった地区ごとで名前等を変換する資料を貸与させていただければと思っております。

続きまして、６ページ等で御説明させていただきます。

６ページで御説明させていただきたいこととして、④に「業務の内容」等を書かせていただいております。

こちらについては、「イ」「ロ」と分けておりますが、時間的な制約が多い水揚量、価格情報（日別調査）とそれ以外では、作業内容に違いが出るということで、ちょっと分けて記載させていただいております。

続きまして、７ページの「④業務の内容」のイの（ロ）の「調査対象への協力依頼・確定」の部分について、ちょっと御説明させていただきます。

こちらについては、調査を依頼する、確定するという作業になるのですが、初年度である平成27年度については、多くの事業者が参加できるよう配慮する観点から、４月１日に予定しております契約締結前に水産庁のほうで当該業務を実施することとしている旨を書いています。なお、28年度、29年度については、民間事業者に実施していただくことになります。

続きまして、７、８ページで「調査関係用品の配付」から説明させていただきますが、ちょっと時間の都合がありますので、８ページ目にあります（へ）の「調査票等の回収・督促」の部分で、※の部分について御説明させていただきます。

こちらについて、催促の方法について、企画書に具体的な内容を記述することと書いておりますが、具体的にどういう内容を記述していいのかという目安があれば書きやすいと思いまして、こちらについては、年間・月別の例えば水揚量・価格調査では、魚種名が一致していないという御説明をさせていただきました。

こういうことがありますので、台帳等の写しを回収する方法等も実施しておりまして、こういう取り組みを推進するということも考えられます。

あと、年・月で集計していないデータを受け付けたりとか、そういう負担軽減、調査対象の負担を軽減する工夫というものも企画提案書で記載することができるのではないかと考えております。

続きまして、時間の関係から、大分飛んで恐縮なのですが、16ページ、17ページにあります「評価項目一覧表」とその後「注１）、注２）」と書いてある部分について御説明させていただきます。

評価項目については、16ページに示しているとおりです。ただ、16ページで記載があります類似事項と専門的知識については、17ページのほうで「注１）、注２）」の形で御説明させていただいております。

類似事項については、記載しておりますが、官公庁の統計調査の実績を加点とすることにしております。

当該統計調査の実績については、別段、水産物に係るものではないという旨も記載させ

ていただいております。
　あわせて、専門的知識については、各漁港の水揚げデータを扱い、かつ魚種ごとの分類、整理という観点もありますことから、漁業、魚の種類や特性といったものを把握していることが求められるのではないかと考えております。
　あと、用途別出荷量調査というものもやりますので、用途で重要になります水産加工製品の種類とかも把握していることが求められると思います。
　そういった専門知識があることによって、調査票等の不整合の発見に大きな差が生じるのではないかと考えております。
　この差は結果的に統計の質に大きくかかわってくる事項だと考えられますので、こちらの知識については、求める事項として記載させていただいております。
　なお、多くの事業者が参加できるよう、入札説明会でも、この点については詳細な説明を行い、問い合わせ等にも随時対応することを予定しております。
　以降は記載しているとおりです。
　時間の関係から説明は省略させていただきます。
　以上で御説明を終わらせていただきます。
○稲生主査　ありがとうございました。
　それでは、ただいま御説明いただきました実施要項（案）について、御質問・御意見のある委員の先生方は御発言をお願いしたいと思いますけれども、皆様いかがでしょうか。
　では、私のほうから幾つか質問をしたいと思います。
　まず、用語の確認なのですけれども、産地水産物というものと冷蔵水産物というのは、品目がかぶっているわけではないのですよね。そういう理解でよろしいですよね。
　つまり、ちょっと本当に素人で申しわけないのですが、冷凍水産物でさまざまな冷凍のものも入っておられるという説明があって。ですから、例えばよくわかりませんが、マグロとか遠洋漁業のものは冷蔵水産物のほうに分類されるというイメージですか。
○岡野課長補佐　マグロも冷凍、生で産地でも冷蔵でも一緒に扱われております。
　具体的な品目については、お手元にあります別紙で御参照いただくのが一番よろしいかと思うのですが、例えば別紙の10－１を見ていただきますと。
○稲生主査　ああこういうものがあるわけですね。
○岡野課長補佐　はい。こちらのほうで年間ですとこういう先ほど御質問がありましたマグロを冷凍でもとっております。
○稲生主査　生であるわけですね。
○岡野課長補佐　はい。
　冷凍でも、例えば31ページにありますが、そちらのほうで定義等を書かせていただいております。
○稲生主査　わかりました。ありがとうございます。
　それから、中身でございますけれども、今回、入札を実施する業務範囲の中で、システ

ムの改修の部分というものがございましたね。具体的には実施要項（案）で申し上げると、４ページ目になるのでしょうか。（７）でございますけれども、それで、この中身をもう少し詳しく教えてほしいのです。というのが、要はOSがウインドウズVistaということで、随分古いものになっていると。今回の改修というのが、言ってみればOSを今のウインドウズ７とか８とかにバージョンアップすると。それに伴うアプリケーションの一部を変えなくてはいけないので、いじってくださいという趣旨のものなのか、あるいはもっと本格的なプログラムの書きかえというのか、つまりどこまでをもってこのシステムの改修をお願いしようと思っているのかということですけれども、この点はいかがでしょうか。

○岡野課長補佐　こちらについては、基本的にOSのバージョンアップ等で対応するということで考えております。御質問があったような本格的な例えばプログラムをいじって、機能を大幅に追加するということは考えておりません。

○稲生主査　そうすると、ちょっと、私、システム、必ずしも詳しくはないのですけれども、ソースコードというか、設計図みたいなものはもちろん公開というか、応募されている受託した企業、グループに見せるという形でいいわけですよね。設計図みたいなものを見せて、それで改修をしてくださいと、こんなようなことで、広く情報は公開いただけるということでよろしいのでしょうか。

○岡野課長補佐　そちらについては、実施要項の５ページ目にあります「水産庁からの貸与物件」のところの「へ」のところにありますが、プログラム及び取扱説明書そのほか過去に実施したこちら運用支援ということで、今の業者が再委託したものもありますので、そちらのほうの実績報告書等を貸与することを考えております。

○稲生主査　ちょっとあれなのですが、プログラムそのもの、これは貸与は当然だと思うのです。取扱説明書、これもいわゆる取説ですので、どう入力して、どう使うかという部分だけですか。

つまり、もっと基本的な言い方はちょっと、私、わかりませんが、システム自体の設計図みたいな、当然これは改修という業務をするのであれば必要になると思うのですが、それはもちろん公開いただくということになるのでしょうか。

○岡野課長補佐　システムによって基本設計書等をつくっておりますので、そちらのほうの資料についても貸与することを考えております。

○稲生主査　わかりました。

それについては、今回、富士通さんの構築したシステムだと聞いているのですけれども、かなりこれは特殊なシステムなのでしょうか。あるいは例えば汎用性のあるものをベースになっていて、それに、多少、水産庁さんが使いやすいようなそういう改修を加えたものなのでしょうか。

つまり、ほかの業者さんが参入することが可能かどうかという、その点をちょっと心配しておりまして、その障壁の有無を確認するため質問しているのです。

○岡野課長補佐　特殊かどうかと言いますと、特殊な部類に入ると思います。

いわゆるウインドウズ等の一般的な例えばエクセル、アクセス等の汎用的なソフトを使ったものではなくて、独自のものとなっております。

○稲生主査　ですから、今回、システムの改修がちょっと入り込んでいるというのが、他社さんが本当に入り込めるのかなという心配があって、つまり富士通さん本体、あるいは富士通さんの下請けあるいはよくわかりませんがその関係のところ、ここでないと受注不可能な業務ではないのでしょうか。その辺ちょっと心配しておりますが、いかがでしょうか。

○岡野課長補佐　それはないようにはさせたいと思っておりますが、いかんせん特殊につくったものもありますので、今の業者が一番知見があるというのは否めないと思います。

○稲生主査　ですから、今さらそれを切り離すというのはなかなか難しいのかもしれませんが、もしかするとパブコメあたりで、その点に関する意見が出てくるかもしれないですね。そのときはちょっとまた別の対応を考えなくてはいけないかもしれませんけれども、事情は理解をいたしました。

いずれにしても、国庫債務負担行為では、この部分を含めて要求されているので、一括して発注されたいというのがそちら様の希望と伺ってはおります。

皆様、このほか何かございますでしょうか。

お願いします。

○石田専門委員　個人的興味なのですが、この水産物流通情報提供システムというのは、いただいている資料Ａ－２の別紙の47ページというところを見ると、調査をして、それの調査方法の改修のためのシステムなのですか、それとも、郵便や電子メールやFAXで受け取った情報も入力して、外に出すものもこの情報提供システムなのですか。

○岡野課長補佐　先ほどちょっと時間の関係で説明を省かせていただきましたが、このシステムについては、まず、調査対象が調査票を作成することもできます。

そのほか、電子上の送付や民間事業者が入力、管理、集計することもできますし、あと出力、インターネット等の公表も含めたシステムとなっております。

○石田専門委員　できるということと、実際にやっているというのは違うと思うのですけれども、この47ページの情報提供システムを使った２の「調査方法と実績」というところで、情報提供システムは22となっていて、FAXは184となっているのですが、この22というのは、22工場しかこれを使っていないということですか、それともここに22と書いてあるのは、情報の収集はこのシステム内では22だけれども、でもほかで郵便や電子メールや出てきた情報をこの情報システムを使ってホームページとかに掲載しているのですか。

○岡野課長補佐　これは情報システムで入手したという数字になっています。

○石田専門委員　ですから、この情報提供システムは、入手だけではなくて、ほかにも全部やるということですか。

○岡野課長補佐　例えば、郵便とかFAXで調査対象から台帳等が来たものについては、全部民間事業者のほうで入力しております。

○石田専門委員　それがこの情報提供システムを使って入力をしているということなのですね。
○岡野課長補佐　使っております。
○石田専門委員　だからここはとても大事といえば大事ですね。
○岡野課長補佐　大事なシステムになっています。
○石田専門委員　また、今、世の中、ICTが非常に発達していて、多くの人がスマホとか持っていますよね。何故スマホとかで入力して送るとか、そういうシステムではないのですか。
○杉中課長　結局、情報を提供する人が基本的に善意の協力ベースでやっていただいている話で、それとともに、頻繁にやるのに、正当な対価を必ずしも支払っているという感じではないので、とりあえず情報を入手するという程度で、やむを得ない場合はFAXとかで送ったものを民間事業者が入力しています。
○石田専門委員　ただ、ですから、逆にボランティアベースで情報を出してくださる方の使い勝手がいいものを提供したほうがやってくれるわけですよね。そして、今、FAXや郵便よりも、スマホでその日に送るほうがはるかにやりやすいのではないですか。
　そういうものを、今後、開発はしないのですか。
　一々自宅に帰ってパソコンで送るよりも、スマホのほうが簡単ですよね。
○岡野課長補佐　調査対象を見ますと、やはりFAXとかでやるのが一番てっとり早いというのが多いと思います。
　要は、スマホとかでも、結局、自分が入力しないといけないので、その入力の手間を省かせて、FAXであれば、既存のシステムで作ったものを送るとか、そういうことができますので、電子メールも同じように情報を添付してできますので、そちらのほうが使い勝手がいいということで、今、使われている方が多いというのが現状です。
○杉中課長　できるだけ手間を省くような形で、システム等をうまく活用していきたいと思っているのですけれども、働いている方も御高齢な方も多いということなので、FAXを使えるだけでもありがたいと。
　そこはできるだけ効率的にやるような、オンライン化とかも進めたいというのも入っていますので、そういった電子化みたいな努力をしているというところです。
○石田専門委員　もう一つ、郵便の場合は、切手代は誰がもっているのですか。
○岡野課長補佐　民間事業者にもっていただくことを考えております。
○石田専門委員　では、その返信用の切手を相手に渡してもらっている。
○岡野課長補佐　はい。渡しています。
○石田専門委員　では、結構ばかにならない金額ですよね。
○岡野課長補佐　なると思いますが、実際、FAX等で工夫されてやるとか、そういうこともあると思います。電子メールとか。
○石田専門委員　済みません。先ほど、こちらの要項の17ページのところで、基本的な最

低限の知識がないと、実際に報告されたデータの誤りとか、不整合等について、早期発見が難しいというお話があったと思うのですけれども、実際、今、やっていらっしゃる業者の方というのはボランティアベースで上がってきますよね。それでおかしいなと思ったら、返して聞いたりという作業は頻繁にされているのですか。
○岡野課長補佐　そういう作業はしています。
　実際に、上下の欄を間違えたりもあります。それについては、別紙10に付けています審査事項等に記載しておりますが、魚種の間違いとか、そういうものも見られる場合は、即座に調査対象のほうに電話して確認する等の作業を行っております。
○石田専門委員　そうすると、相当、人間関係が密であるということになるのですか。「これはちょっと数字がおかしいのでは？」みたいな話を頻繁にするということですよね。
○岡野課長補佐　そうです。
○杉中課長　魚なども同じ名前で場所によって全然違う魚だったりとかが結構あります。
　例えば、私は関西出身ですが、ハモはいわゆる夏に食べるハモですが、東北だったら穴子のことをハモと言ったりとか、それをハモと上がってきて、データでそのまま標準和名のハモと入力したら全然違うデータだったり、やはりそういうものは土地勘として、この地域はこういう名前を使われているというようなところをしっかり精査するというようなことが必要です。
○石田専門委員　ありがとうございました。
○稲生主査　そうすると、評価項目の点数のところもあるのですけれども、私が申し上げたいのは、要項（案）の16ページのところなのですけれども、かなり地方の漁業あるいは魚等についての知識がないと、新規で入ってくるのはきつくないかなという感じもしているのですね。まさに、どうして多数の方に応募いただくかというところだと思うのですけれども、それで点数配分ですね。その加点のところで、例えば「2.1　実施体制・設備・環境」の上から４つ目でございますけれども、水産物の需給・価格等の情報収集や統計調査に精通した責任者を適正にかなり絞っておられまして、しかも点数が12点ということで、全体が150点強ですので、かなりの部分ウエートを置いていると。それからもっとウエートを置いているのが「2.2　組織の専門性」の最初の黒丸でございますが、特に括弧の中の「主要漁港の水揚実態、魚介類の分類、漁業・水産加工業・冷凍冷蔵業等の知識」を有しているか。
　確かにこれは専門性の観点ということで、この２つで30点、これは恐らく最も大事で外せないということでありまして、この項目自体がいいとか悪いとかではないのかもしれないのですが、逆に言うと、この２つのことをできるような方が年間で今の受託者以外に存在し得るかどうかということなのですね。全国のさまざまな情報についてですけれども、この点はどう考えておられますでしょうか。ここら辺、いろいろな業者さんにお宅はこういう人を持っておられますかみたいなことを事前にリサーチをかけたのでしょうか。ちょっとこれが心配でありますけれども、どうでしょうか。

○岡野課長補佐　全国ということですと、価格はやっていないですが、やっている企業さんも調査企業でいらっしゃると思います。

個々のもので言いますと、卸とかそういうあと産地市場で実際に携わられた人ということで、知見がある人等はいると思いますので、我々も先ほど御説明させていただきましたが、全国ということでありますので、各漁港の産地の流通名を変換できるようなもの等もちょっとつくって、これを公開してなるべく多くの事業者の方に参入できるようにというちょっと今回は努力をさせていただいているところです。

○稲生主査　ですから、ちょっとそこが参入障壁になるのではないかな。これは30点ですよね。だから、経験された方でほとんどこれ勝負が決まらないかなというのがちょっと気になるところではあるのですよね。

ですから、たしか引き継ぎのところはきっちりやっていただくというような形で要項になっていましたので、だから新規で必ずしも全国のそういうような情報を持っていないところが応募しようと思うと､引き継ぎの中で一生懸命勉強させて､魚の名前を覚えるとか、恐らくおやりになる。あるいは入力作業に関しては、普通のオペレーターであれば大丈夫だとは思うのですけれども、ただ一方で、先ほど石原専門委員からもお話がありましたけれども、密な関係、ですから、ごく一部の地域で、例えば、東北地方については強いというところはあるかもしれませんけれども、全国で密にいろいろな漁港と関係があるというのは、やはり最初はどう考えてもしんどいのではないかなという感じもしまして、この評価に戻ってきますけれども、責任者の方がさまざまな全国に需給動向みたいなものを持っているかどうかとか、あるいは知識を持っているかどうかとか、冷凍冷蔵業の全国的な知識を有しているかということで、余り全国レベルのところで、この点数を加点してしまうとすると、ちょっと新規の方が入ってこないか、あるいはもう勝負があらかじめ決まってしまうようなところもあるのですよね。

ですので、ちょっとこれは可能であれば御検討いただければと思うのですが、加点のもの、12、18それから２つ下の「実務実績」ですか、この９点はこれぐらいであればいいと思うのですが、前半の合計30点の部分ですが、もう少し下げてもらっていくことが可能かどうかなのですが、絶対ではありませんけれども、ちょっと検討いただきたいなというところは意見として申し上げたいなと思います。

いかがでしょうか。

○杉中課長　検討はいたしますけれども、やはりただ、主査がおっしゃるような、今年は35品目のうちの30品目しか上がりませんでしたとか、四国地方はデータがありませんということでは、やはり行政の執行上困ってしまう内容ですので、水揚げで水産の漁獲をどれだけ獲れたかという情報というのは、水産行政の施策の根幹ですので、そこはやはりしっかりできるようにやっていただくということであって。

○稲生主査　もちろんそれは。

○杉中課長　やはりそこは重点を置きたいなと。そこのところはできるだけアシストする

ような形で、実際、ハンディキャップがあるのは事実としてしようがないところなのですけれども、そこは我々もサポートをするような形で民間の人にどんどん参入してもらうような形でできればなと思っております。
○稲生主査　ですから、例えば、12点の配点の2.1の例の水産物の統計調査に精通した責任者を適正に、適正はいいと思うのですけれども、精通のニュアンスですよね、だからこれを完璧に過去に経験して知っているという方が果たして何人いるかという感じもしますので、ですから、精通がちょっとあれなのですよね。統計調査を知悉したとか、よくわかりませんが、ちょっと表現を多少和らげてもらって、ただ実質的には判断なさって結構だと思うのですが、ただ、余りにもここで絞ってしまうと、正直言って該当者がいなくなってしまう可能性もあるので、ちょっとここら辺の言葉ぶりとか、可能な範囲で結構ですから、御検討いただければありがたいなというところでございます。
　それから、あと確かにそうだなと思いつつも、3.4の例の調査票等を確実に回収する創意工夫というところで、これも18点なのですよね。そんなに工夫はあるかなという感じがしまして。
　つまり、結局、電話をするとか、調査票を出してもらう相手は決まっているわけですよね。ですから、それに督促をする創意工夫というものがおありになるのかなという。例えば、もちろん先ほどの例もあるのですけれども、これの18点も結構高いなと実は思っていまして、なかなか難しいのではないのですかね。要するに、言葉遣いがすごく上手な人とか、いろいろ考えるのですけれども、それは創意工夫という感じでもないものですから、だから、これもちょっと点数が高くないかなとは思っております。いずれにしてもこの点数が高いところですけれども、実際にその新しい方の目線でもう一度済みませんけれども、見直しというか、もう一度再考いただければありがたいなというところでございますので、御検討をお願いできればと思います。
　済みません。長くなりましたけれども、ほかにいかがでしょうか。
○清水専門委員　調査対象については毎回違うのですか。
○岡野課長補佐　そちらのほうに書かせていただきましたが、大体同じような形でやりたいとは思っておりますが、ここの部分、予算等の関係で、例えば２ページ目に書かせていただいておりますが、予算等の関係で調査情報対象数というものが変更される場合がありますということで、予算がちょっと減るとか、そんなことがありますと、調査数をちょっと減らしたりとか、そういうことはあると思います。
○清水専門委員　調査数が減っているということですが、毎年、同じところで調査していれば、先ほどの魚の種類の話ですが、その調査地域では同じ魚が揚がってくるのですよね。そうであれば、その地域の魚の種類をデータベースとしてちゃんと把握していれば、新しい業者が入ってきてもその調査地域の魚の特徴を分かるような説明の仕方なり、魚の記入の仕方というのができるのではないかなという気もしているのですけれども、その点はどうなのですか。

○杉中課長　そういう意味で、名称等についての情報というのは提供させていただくとありますけれども、ただ、魚自体は結構変動が大きいので。
○清水専門委員　年によって違う魚が。
○杉中課長　例えば、今、北海道ですごくブリとか獲れているのですけれども、ブリなどは本当は西日本の魚で、せいぜい富山、石川ぐらいまでの、今まで入ってこなかったような南方系の魚が上がってきたりとか、そうなると結構名前とかはすごく混乱します。決めている種類というものもありますけれども、必ずしも毎年同じ魚が同じ市場に揚がってくるというわけではなくて。
○清水専門委員　そういう何というか、毎年同じものが揚がってこないような魚というのは、地域独特の呼び方があるわけではないのではないですか。
○杉中課長　それはそうですね。
○清水専門委員　そうすると、地域性のあるような魚を識別できるという力というのは、マニュアルみたいなもの、変換表みたいなものがはっきりしていると、先ほどちょっと配点の問題が出てきましたけれども、そんなに高くなくてもよいのかも。
○杉中課長　ただ、実際の業務をやっているところを見ると、結構一番大変なところの一つというのはこの魚種をちゃんと統一していって整理をするというところがかなり業務としての負担が大きいと聞いております。
○清水専門委員　だから、魚の　変換表みたいなものの精度によって参入できるかどうかがある程度決まってくるような気もしなくはないですね。
○岡野課長補佐　最後になりますが、変換表については、新規参入者が入ってきやすいようにということで、貸与資料でつけさせていただいておりますので。
○石村専門委員　済みません、私からちょっと確認させていただきたいのですけれども、Ａ－２の別紙の資料の45ページで従来の実施状況に関する状況の開示という形で開示していただいているのですけれども、その「（注記事項）」の中で委託費の積算には調査に係るシステム改良費などが含まれると書いてあるのですけれども、これはやはりもう今回、システム改修を行う予定という形でＡ－２の４ページの（７）で書いていらっしゃるのですけれども、そうすると、もうこれを一緒にやるということは、何か一般的には既に改修実績のある会社が圧倒的に有利な感じを受けるのですけれども、やはりこれは一緒にやらざるを得ないものなのでしょうか。
○岡野課長補佐　Ａ－２の別紙の45ページは、今まで一緒で委託して、必要であれば採択等をしていただいてやっていた関係で、システム構築と調査を連動させるという形で一体化して発注しておりました。
　その結果が別紙12の従来からの実施状況の表になっています。
　調査要項ですが、一体的にやったほうがいいのではないかということで書かせていただいております。
　既存のシステムの会社が有利なのではないかと。特殊なシステムをつくっている関係で、

一番熟知しているのはどこかというと、既存のシステムをつくった会社というのは否めないと思います。
○石村専門委員　これはということは、もう一番最初の間口の時点でもう先ほどの専門性という部分もそうですし、一番最初の入り口の段階で既にもう何か勝負が決まっているような印象さえ受けるのですけれども、もしも複数の競合入札を可能性としてやはり考えるのであれば、やはり分ける必要というのはないのでしょうか。もう一緒にやらざるを得ないという形なのでしょうか。
もしも、一緒にやるのだったら、これはもう最初にほぼもう従前の業者が入札するのではないかなとほぼ予想されるのですけれども、そういうことはないのですか。
○杉中課長　富士通が、今、システムをつくっているところが有利なのは間違いないと思うのですけれども、事業を請け負うところは実質上富士通に再委託するしかないのではないかという、そこは有利だという。ただ、もっと請け負うところがほかの選択肢を強く追及しているなら別ですけれども、システムは富士通のものをベースに直していくということにすればいいのではないかと思いますので、ちょっとあわせて元のところの調査の競争性まで阻害されているということはないのではないか。
あと、私もプログラマーではないのでわからないのですけれども、既存のアクセスとかのデータベースとかを使ったものではないと思いますけれども、コンピューター専門としてすごく特殊なプログラムとかを使っているというわけではないと思いますので、コンピューター会社としてのすごく難度が高いものを要求しているということではないと思います。まず業者に自分でコンピューターのプログラムのアップデートとかまで全部やらせるという形では我々も想定していないので、十分大丈夫ではないかと考えております。
○石村専門委員　その再委託で富士通さんが請け負っていたということで、富士通さんにとっては、もう既にノウハウがあるわけですよね。今のお話だと、元請けに入って、あとで再委託の形で富士通さんに発注すればそれは支障がないのではないかというお話ですか。
例えば、逆に富士通さんが元請けとして入札してきた場合には、一番強いような感じがするのです。
○杉中課長　富士通は、ただ漁港での人的つながりとかがないですから、漁港に行ってこの毎日の情報をとってくれということを、多分、入札してくるということはないと我々もそういう事態は想定しておりません。
○石村専門委員　ありがとうございます。
○稲生主査　ですから、我々の懸念は、やはり２つですね。漁業というか、いろいろ魚種を含めて、そういうノウハウを持っているところ、しかも全国についての情報をかなり持っている業者さんが果たして何社いらっしゃるのか、かつ、今回、システム関係の改修というものが言ってみれば上に乗っかっているものですから、二重とは言いませんけれども、1.5重ぐらい、結構ハードルが上がってしまったのではないかなという感じもしているのです。

ですから、いずれにしても、これからパブコメをとると思いますので、どれぐらい来るかはわかりませんけれども、ちょっとその様子を注視していきたいということと、やはりその評価に当たっての点数の配分とかその書きぶりが既存のところがやや有利になっているようなやはり感じがしてしまうものですから、もし本気で複数の方に応募していただきたいのであれば、ちょっと審査のときにも十分注意していただかなくてはいけないなと思います。

そうでないと、せっかくの要項（案）をおつくりいただいているので、結局、１社応札に終わってしまったのでは非常に残念だと思いますので、まだ時間があるのであれば、ちょっと工夫をもうひと頑張りいただければなと思います。

よろしいでしょうか。

大分時間も超過しておりますので。

それでは、本実施要項（案）の審議はこれまでとさせていただきたいと思います。

事務局から確認すべき事柄はございますでしょうか。

○事務局　２点大きくございましたけれども、まずは評価項目の配点の見直しと評価項目の記述内容の見直しですね。まずここを直していただいた後にパブコメだと思うのですけれども、一度水産庁さんのほうで修正内容を検討していただいて、稲生主査と御相談の上、パブコメをかけるという順番でよろしいですか。

○稲生主査　ほかの先生方よろしいでしょうか。

（委員了承）

○事務局　もう一つ、システムというところの改修とこの維持というところもございましたけれども、こちらにつきましては、パブコメ後、もし何か分離したほうがいいのではないかという意見が出てくれば、分離を検討していただくという並びでよろしいですかね。

○稲生主査　時間、スケジュールは大丈夫ですか。

そこまで大丈夫かな。パブコメ後に切り離してということになると。

やむを得ないですか。

○事務局　この業務自体はスケジュール的には問題はないのです。切り離すだけなのでいいのですけれども、この切り離した後の発注業務が水産庁さんで対応できるかということだと思うのですけれども、いかがですか。

○岡野課長補佐　ちょっとスケジュール的に事務局と確認させていただきますが、切り離してできるかどうかは確認させていただきます。

○稲生主査　ちょっとそこら辺、議論を。

○事務局　そしたら、本件につきまして、評価項目の修正の上、パブコメをかけると。パブコメ後に本実施要項（案）についてホームページ上で公表するということでよろしいでしょうか。

（委員了承）

○稲生主査　それでは、本実施要項（案）につきましては、今後実施される予定の意見募

集の結果、前段で調整いただくことがございますけれども、それを含めて修正等をいただいた上で意見募集の結果を後日確認した上で、最終的に議了をしたいという方向で調整を進めたいと思います。

水産庁におかれましては、本日の審議や今後実施していただく予定の実施要項（案）に対する意見募集の結果を踏まえて、引き続き御検討いただきますようお願いいたします。

委員の先生方におかれましては、本日質問できなかった事項や確認したい事項がございましたら、事務局にお寄せください。

事務局において整理をしていただいた上で､各委員にその結果を送付していただきます。

本日は、どうもありがとうございました。

（農林水産省退室・（独）国立美術館入室）

○稲生主査　では、次に「東京国立近代美術館フィルムセンターの管理・運営業務」の実施要項（案）について審議を行いたいと思います。

最初に、実施要項（案）につきまして、独立行政法人国立美術館東京国立近代美術館運営管理部会計課生島課長より御説明をお願いしたいと存じます。

説明は15分程度でお願いいたします。

○生島課長　よろしくお願いいたします。

今、御紹介にあずかりました生島と言います。よろしくお願いいたします。

時間も限られていますので、主要なポイントだけ説明させていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

まず、お手元に実施要項が配付されていますよね。

○稲生主査　はい。

○生島課長　それに基づきまして、説明させていただこうと思います。

まず、３ページをごらんいただければと思います。

「趣旨」になりますが、業務の概要とあわせて、現在、やっています包括業務との変更点、それもあわせてお話しさせていただければと思います。

まず、ここに書いてございますように、現在の業務が平成24年度から民間競争入札による包括的業務委託ということで行っております。

今年度で終わりになりますので、来年度以降もまた３年間ということで御審議いただければと思っております。

後段のほうに「今般」以下になりますけれども、現状、１社応札というものに阻害されているのではないかというお話がございましたので、上映関係業務を、今回、包括的業務から外させていただきました。

上映関係業務の中身としまして、映写請負と映像関係機器の保守点検、それから音響関係の機器の保守点検､映写機の設備の保守点検の４項目につきまして､外した上で､今回、民間競争入札の実施と考えております。

具体的にそれ以外のものにつきましては、次のページになります。

まず「管理・運営の対象施設と規模等」につきましては、現状と同様ということで４ページに書いてあるフィルムセンターになります。

業務内容につきましては、５ページの下のほうです。「３）」のところになりますが「業務の対象と業務内容」ということで、統括管理業務それから建築設備維持管理業務、次ページになりますが、清掃業務、廃棄物処理業務、運営支援業務ということになります。

今年度までの業務では、あと環境衛生管理業務それから先ほどの上映関係業務となりましたが、その中から、環境衛生管理業務につきましては、建築設備維持管理業務のほうに一緒にさせていただきまして、６ページの②の「ソ」と「タ」の「環境衛生管理」というものと「汚水槽・雑排水層・貯水槽・高置水槽清掃」という「ソ」と「タ」の部分を建築設備のほうに入れさせていただきました。

これは結局、やっている内容が建築の設備の点検に非常に隣接して、別という形ではなくて、統括的に一緒にやったほうが効率的だろうということもございまして、今回はまとめさせていただきました。

それから、映写関係業務の中で、１つだけ「吊り物装置保守点検」というものがございました。これも建築のほうに近いということで、こちらのほうに入れさせていただいて、上映のうちこれだけが建築に残ったという形になります。

あと、管理運営業務の質ということになりますが、７ページになります。

今までの包括的な質の設定としまして「継続性・安定性の確保」というので、対象施設の一時的閉鎖、閉館というところが０回ということですよと。

「信頼性の確保」につきましても、運営上に重要な支障を与えないということで、これも０回と。

「快適性の確保」につきましては、今まで不満足度５％以下というような形だったのですけれども、満足度という形でというお話がございましたので、一応満足度70％という形で考えております。

この満足度のアンケートにつきましては、54ページから55ページにつきまして、添付させていただいております。

この中の７、８、９です。７の清掃の部分、８の出札とか改札、受付、運営支援の部分になります。それから９の警備・誘導ということで、①と②の「とても良かった」「良かった」というところが70％以上ということを、一応、今回、包括的な質の設定としております。

ちょっとここは内閣府の事務局の方、うちも当初60％という形でやっていたのですけれども、70％ということで一応やってみようということになりましたが、結構70％は厳しい、ハードルが高いのかなと思っていまして、なぜかというと、今までのアンケートを分析していくと、普通を含めると70％は行くのですけれども「良かった」「とても良かった」だと60％とか55％とか、それぐらいの数字なのですね。

ですから、相当ここについては、ちょっとこれが要因に逆に参入する業者が撤退しなけ

ればいいなというのはちょっと危惧しているところではありますけれども、とりあえず満足度で70％というのが普通ぐらいなのかなというところであって、一応、70％という形にさせていただいています。

あとは期間につきましては、12ページにありますように、来年４月１日から平成30年３月31日までということになります。

その２ページ前になりますけれども「委託費の支払」につきましては、毎月ということで、合計で36回払いになるということになります。

その中で、単価契約という形で10ページのところにありますけれども「建築設備維持管理業務」の部分、それから「清掃業務」「廃棄物処理業務」「運営支援業務」につきましては、単価契約という形で出来高で毎月ごとの実績払いという形で考えております。

それから、11ページに（２）になりますけれども「委託費の変更」につきましては、基本的には委託費変更はないと思っておりますが、来年10月からの消費税の増税というか、アップもこれで対応していくという形で書いているという状況になっております。

あとそれから、今回が１社応札ということだったので、参加要件を少しでも広げたいということで、13ページになりますけれども、今まで13ページの下のほうになりますが、⑨のところの「各業務の実施に当たり必要な入札参加資格」でございますが「ア」のところで、今まで同一同種の施設で１年を超える本件という形の「同一同種」というものを削除したことと、それから建物用途、類似の施設というところの適用として、建物用途を挙げさせていただいておりましたが、その中に、今まで美術館施設6,000平米ということを書いていたのですね。国内で6,000平米を超える美術館施設は200を超える施設があるのですけれども、それが全て外注化しているということではないというようなこともあるのかなと。

そこが要因の１つになっているのかなということで、一応、大きさについては外させていただきました。

ただし、美術館の要となる展示室と収蔵庫を有して、なおかつ温湿度が一定というところにつきましては、一応建築設備の管理業務については必須で、ここはちょっと美術館としては削れないのかなということで、ここは書かせていただいております。

次のページになりますけれども、運営支援を担当する事業者につきましても、同じように同一同種の施設というところと6,000平米以上を削除いたしました。そのかわり、こちらは先ほどの温湿度ということではなくて、やはり接客の部分になりますので、美術館以外で、博物館とか科学館とか、そういうところで実際の監視とお金を扱うというようなことの用途の経験があるところというようなことで緩和をさせていただきました。

緩和措置としてはそういうことと、先ほど最初にお話しさせていただきましたように、映写関連業務というものを、今回、これから外させていただいたということで、今回は参入業者がふえるのではないかと一応考えております。

あと、17ページになりますが、スケジュール的にはこの問題も少しは影響しているのかなということで、入札公告が11月初旬、前回は11月中旬ぐらいにしていたのをちょっと早

めようということで、実際に前回は11月18日という日程でやっているのを、ことしはできれば11月初めぐらいにやるということで、ここで２週間ほど早まればということで、参入の機会がふえるのではないかということで思っております。

あとは、大体このスケジュールで行ければなと考えております。

基本的には、ほかの資料に関しては、ほとんど前回と同じことで修正等はしておりません。

そういう形になります。すごく省いた御説明であれなのですけれども、以上になります。よろしくお願いします。

○稲生主査　御説明ありがとうございました。

それでは、本実施要項（案）につきまして、御質問・御意見のある委員の先生方は御発言願いたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

今回、思い切って上映関係業務を分離いただいて、通常の施設管理ということで、シンプルに包括化されたと思いますので、場所柄から考えても、複数常識で考えれば出てくるだろうなと私個人としては思っております。

それから、来館者の集計方法を３項目から４項目にするとか、先ほど御説明いただいた入札参加資格の緩和、6,000平米以上というものをなくすとか、いろいろ御工夫があったのかなと考えております。

皆さん、いかがでしょうか。

私のほうからちょっと細かいところでございますが、加点項目の５段階評価化ということで、要項（案）の25ページのところで変更いただいているのですけれども、評価基準のＡとＢの違いが若干ぱっと見てみると、特にＡの書き方がやや複雑過ぎて、わかりにくいところがございます。

要はＢはすぐれた提案内容となっていると。ですので、Ａはシンプルに非常にすぐれた提案内容となっているぐらいではいけないのかなと。

つまり、これは読みようによっては「又は」以下がちょっと読みにくくて「特に高く評価すべき提案」、ですから全体的にすぐれてはいるかどうかわからないけれども、一部に特にすぐれたところがあればＡがついてしまうのですよね。でも多分、御趣旨は違うと思うので、Ｂよりもよくするということであれば、全体的にすぐれた提案内容となっており、特に高く評価すべき提案も含まれるとか、そういうニュアンスです。

ですが、ちょっと長いので、シンプルに非常にすぐれた提案内容となっているとか、後で御検討いただければと思うのですが、若干このＡの部分だけがわかりにくいかなと。

済みません、余計なお世話かもしれませんけれども、もし見直していただけるのであれば、よりわかりやすくなるかなと思った次第です。

このほか皆様いかがでしょうか。

○古笛専門委員　１点だけなのですけれども、今回、上映関係業務を分離されたということで、これでたくさん入札が来ればいいのにと思うのですけれども「吊り物装置保守点検」

だけが残ったということなのですが、これは特にそんなに難しいことではなく、通常の施設管理の延長で可能ということでしょうか。
○生島課長　最初は映写業務の例えば投影とスクリーンというか、舞台の幕とかありますよね。それのほうが関連が強いかなということで、いろいろ検討して、業者に聞いたりとかしたのですけれども、どちらかというと、舞台装置に近いので、普通の建築のほうで大体やられているということなので、そちらのほうが管理上もいいのではないかという。
　結局、すごくシンプルな機械なのですね。モーターがあったりとか、そういう映写機みたいなちょっと特殊なものとは違うので、そちらのほうが保守メンテナンスとか、管理上もいいのではないかという回答もあって、ではそちらは残すというか、建築のほうに入れましょうという整理をさせていただきました。
○稲生主査　恐らく、引き継ぎのときに、そういったところの保守の仕方みたいなものというのは、恐らく教えていただけるということでよろしいわけですよね。
　わかりました。
　では、特に参入障壁にはならないだろうという御判断だということです。
　よろしいですか。
　ほかに先生方、いかがでしょうか。
　よろしいでしょうか。

（委員了承）

○稲生主査　それでは、本実施要項（案）の審議はこれまでとさせていただきます。
　事務局から確認すべき事項はございますでしょうか。
○事務局　先ほど、稲生主査から御指摘のありました評価基準のところのＡの表現を若干ちょっとわかりにくいので、主査のおっしゃったように、非常にすぐれた提案内容となっているかとかの表現について御検討していただいて、その後、パブリックコメントをかけていただくということでよろしいですかね。
○稲生主査　結構だと思います。
○事務局　その後、パブコメ後に内閣府のホームページ上で本実施要項（案）について公表したいと考えております。
　○稲生主査　それでは、本実施要項（案）につきましては、今後実施される予定の意見募集の結果を後日確認した上で議了とする方向で調整を進めたいと思います。
　東京国立近代美術館におかれましては、本日の審議や今後実施していただく予定の実施要項（案）に対する意見募集の結果を踏まえて、引き続き御検討いただきますようお願いいたします。
　また、委員の先生方におかれましては、本日質問できなかった事項や確認したい事項がございましたら、事務局にお寄せください。
　事務局において整理をしていただいた上で､各委員にその結果を送付していただきます。
　本日は、どうもありがとうございました。

大変お待たせいたしました。